

鹿屋市男女共同参画講演会等業務委託

つながれ、ひろがれ、DV被害者支援ネット ～DV被害者支援フォーラム開催報告～

10月26日(日)、リナシティかのやにて、DV被害者支援フォーラム(実施団体: DV被害者支援の会アミーチ)を開催しました。当日は、45名(男4、女41)が参加し、支援体制の現状と課題等について認識を深めるための意見交換をすることにより、DV被害者の根絶へ向け考える機会となりました。



●基調講演

「えびの市女性相談所の試み」

●パネルディスカッション

パネラー

- ・NPO法人ハートスペースM
- ・DV被害者支援 ゆうすげの会
- ・DV被害者支援の会 アミーチ

鹿屋市男女共同参画推進研修会(企業向け研修)開催報告

1月13日(火)、リナシティかのやにて、男女共同参画推進研修会を開催しました。これは、日本政策金融公庫の呼びかけによるもので、日本政策金融公庫を含めて8社22名(男14、女8)参加しました。

・演題「男女共同参画について」

ー心身の健康と発達を考える立場と経験からー

・講師 志村正子氏(鹿屋体育大学名誉教授)

男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方、仕事と育児の二者択一を迫られる女性の状況とそれに対するサポートの必要性、子育てサポート認定マーク「くるみん」のことまで、幅広い内容でした。



働き方を見直しませんか？

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のススメ

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活のバランスを整えること、言い換えると、「働き方の見直し」を行うことです。

このバランスは、人生の段階や個人の事情や希望によって変化があり多様ですが、ワーク・ライフ・バランスが実現することにより、個人の判断に基づき自ら希望するバランスで展開でき、仕事の充実と仕事以外の生活の充実が好循環をもたらすとされています。

仕事と生活の調和が実現した社会とは

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」

（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章※より）

●誰のためのもの？

老若男女、あらゆる人のためのものです。

会社員だけでなく、農林漁業者、自営業者等も含まれます。

●何のバランス？

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動のバランスです。

●ワーク・ライフ・バランスの効果

【個人】

- ・家庭（家事・育児・介護等）と仕事の両立が可能になります。
- ・仕事とプライベートのバランスがとれ、心身の健康になります。
- ・余暇活動や自己啓発、地域活動への参加等、生活が充実します。
- ・仕事の効率・満足度があがります。

【企業】

- ・従業員の心身が健康になり、離職率が低下します。
- ・優秀な人材を多く確保することができるようになります。
- ・企業イメージが向上します。

ひとつ「働き方」を変えてみよう！



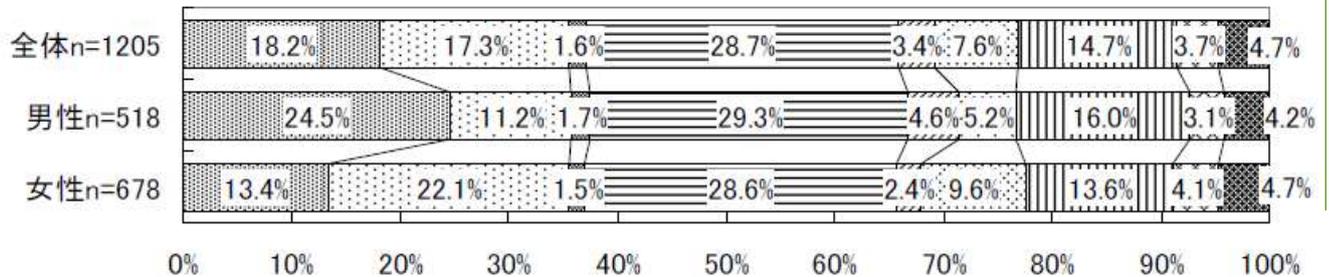
国によるワーク・ライフ・バランスに関する最新の情報『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2014』は、下記 URL からご覧になれます。

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/>

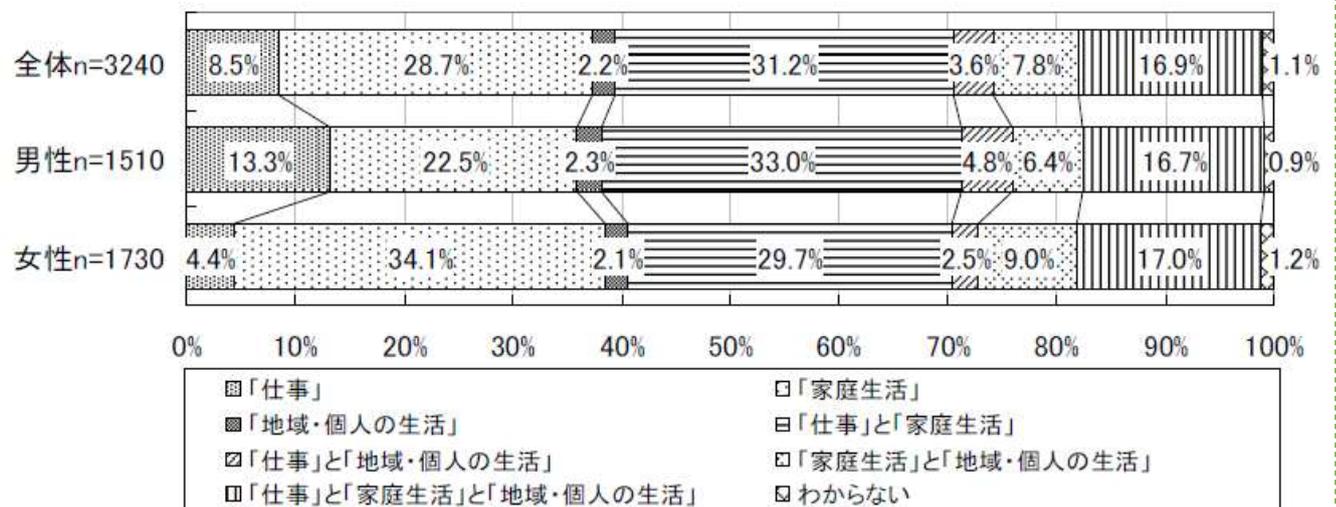
※ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章とは、平成 19 年 12 月 18 日、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において策定したものです。同時に「仕事と生活の調和推進のための行動指針」も策定しました。

鹿屋市では、平成 24 年に『「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の関わり方について現実と希望』について調査しています。調査結果によると、希望に反して「仕事優先」となっている人が多いとの結果がでており、全国的にもこのような傾向にあります。

●「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の関わり方（現実）（全体・性別）



●「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の関わり方（希望優先度）（全体・性別）



「鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（H24.11 発行）より作成

この言葉を知っていますか

● 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担をきめることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと（国の第3次男女共同参画基本計画）

なお、話し合った結果そうなったのであれば、それは尊重されるべきであると考えます。

● ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。（国の第3次男女共同参画基本計画）

● エンパワメント

誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会のあり方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること。

男女共同参画 News への掲載情報募集！

鹿屋市では、この機関紙を年3回発行しています。募集内容に掲載している情報をお持ちの方、男女共同参画推進室に情報を提供しませんか。

【募集内容】

- 1 男女共同参画に関する団体の情報
- 2 ワーク・ライフ・バランス促進に取り組んでいる企業に関する情報
- 3 輝く女性に関する情報 等

※ 都合により、いただいた情報全てを掲載できない場合があります。

活動紹介 ～情報提供分～

● DV被害者支援の会 アミーチ

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)に悩んでいる人を一人でも救いたいという思いで、DV予防のための啓発活動とDV被害者への支援活動を行っています。あなたも、一緒に支援活動をしませんか。

- ◆ 定例会：毎月1回 19:00～
場所等詳細はお問合せください。
- ◆ 対象：
男女共同参画を学んだことのある方で、
DV被害者の支援をしたい方
- ◆ 会費：年間 2,000 円

※問合せは、090-4989-5291まで。

● 女性異業種交流会 Go&Do (ごあんど)

自由に参加し、意見交換や情報交換をする場として、開設しています。ときどき、ワークショップも開催します。気軽に参加してみませんか。

- ◆ 日時：原則として毎月1回水曜日 19:00 ～ 21:00
- ◆ 場所：リナシティかのや2階福祉プラザ内
- ◆ 対象：女性
- ◆ 参加料：原則として無料

※問合せは、jyoseikouryu.goanddo@gmail.com または、
Facebook にて「女性異業種交流会」で検索。

市民の皆さまが中心となって、「女性が元気になる交流会」がいくつか開催されています。可能な限り紹介していきたいので、情報提供をお願いします。

鹿屋市配偶者暴力相談支援センターを設置します

鹿屋市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、市民に身近なDV被害者支援機関として、安心して相談できる体制を整え、相談から自立支援、法的措置など、総合的な支援を行なうため、平成27年4月に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。相談は無料、秘密は厳守します。女性相談員があなたとともに考えます。ひとりで悩まずに、まずはお気軽にお電話ください。

電話番号 0994-31-1171

※緊急の場合は110番へ

《 問合せ先 》 〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号 市民課 男女共同参画推進室

TEL：(0994) 43-2111 (内線 3171) FAX：(0994) 31-1170

E-mail：danjyo@e-kanoya.net

URL：<http://www.e-kanoya.net/htmlbox/danjyo/>